

(平成 23 年度版)

大学機関別認証評価システム

(財) 日本高等教育評価機構

目 次

大学機関別認証評価実施大綱	
本大綱について	3
1. 評価の目的	4
2. 評価の対象	4
3. 評価の基本的な方針	4
4. 評価の実施体制	5
5. 評価の実施方法等	7
6. 評価の基本スケジュール	10
7. 評価結果と公表	11
8. 情報公開	12
9. 評価システムの改善	12
10. 評価料	12
11. 評価の時期	13
12. 再評価	13
13. 基本情報と変更の届出等	13
14. 「認定」の判定の取消し	14
大学評価基準	
財団法人 日本高等教育評価機構 大学評価基準	17

大学機関別認証評価実施大綱

(財) 日本高等教育評価機構

本大綱について

平成 16 年 4 月 1 日からすべての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7 年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（「認証評価機関」）の実施する評価を受けることが義務付けられました。（学校教育法第 109 条第 2 項）

本大綱は、財団法人日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という）が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価について、その基本的な内容等を示したものです。

評価機構では、大学の教育研究活動等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的として評価を行います。

本大綱は、機関別認証評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容について記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」に基づいて実施します。この他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が自己評価報告書を作成するにあたっての『大学機関別認証評価 受審のてびき』や、評価機構の評価員が評価にあたって用いる『大学機関別認証評価 評価のてびき』等があります。

評価機構は、評価を受けた大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や評価基準などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不断の努力を重ねます。

1. 評価の目的

財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という）が、大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- ① 評価機構が、各大学の個性・特色・特性を十分に発揮できるように配慮して定める大学評価基準（以下「評価基準」という）に基づいて、各大学を定期的に評価することにより、各大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 評価のプロセス、評価結果の活用を通じて、各大学の教育研究活動等の改革・改善に役立てること。
- ③ 各大学の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、各大学が広く社会の支持を得ることができるように支援していくこと。
- ④ 各大学の特性に配慮した評価を行うことにより、社会制度としての大学の自主性と自律性を保証し、各大学の自律的な発展を支援・促進していくこと。

2. 評価の対象

完成年度を経た大学を評価の対象とします。

3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（1）評価機構の定める評価基準に基づく評価

この評価では、評価機構が定める評価基準に基づいて、各大学の教育研究活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行います。

（2）教育活動の状況を中心とした評価

この評価では、大学の教育活動に対する社会的期待の大きさと大学の説明責任を勘案して、教育活動を中心に大学の総合的な状況を評価します。

（3）大学の特性、特徴に配慮した評価

この評価では、大学の特性、特徴に配慮した評価を行うために、画一的な評価を排し、各大学の個性（建学の精神・大学の基本理念、使命・目的）を重視した評価を行います。

(4) 各大学の改革・改善に資する評価

評価機構では、大学評価を大学の教育研究等の諸活動の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置づけ、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視します。

(5) 自己評価報告書に基づく評価

評価機構が行う評価は、各大学が評価機構の示す『大学機関別認証評価受審のてびき』に従って作成する自己評価報告書（自己評価報告書の根拠として提出された資料・データ等を含みます）に基づいて行います。

(6) ピア・レビューを中心とした評価

大学の複雑な教育研究活動等を適切に評価するために、大学の教職員を主体としたピア・レビューを中心とした評価を行います。さらに、大学の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者も大学評価判定委員会委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保します。

(7) 定性的評価を重視した評価

各大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

(8) コミュニケーションを重視した評価

評価にあたっては、各大学と評価機構とのコミュニケーションを重視し、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないように配慮しています。具体的には、評価を希望する各大学の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けます。

(9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

大学からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価機構の行う評価に対する各大学からのアンケートや外部評価、評価の経験者からの意見等、評価システムに対する大学と社会からの意見を取入れるシステムを整備することにより、常に評価システムの改善を行います。

4. 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国公立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する「大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という）の下に、具体

的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編成します。評価員は登録制として、広く大学の関係者で構成します。各大学の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、対象大学を適切に評価しうる評価員を配置します。また、評価員の人数は対象大学の規模や学部構成によって異なりますが、原則として5名程度とします。

判定委員会の委員は、15名以内で構成します。国公立大学の関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、最終的に評価機構の理事会等の議を経て決定します。

判定委員は、国公立大学の関係者を10名程度、学協会及び経済団体等の関係者5名程度で構成します。

ただし、次のような対象大学に直接関係する評価員及び判定委員は、対象大学の評価の業務に従事できません。

【評価員及び判定委員の関係する大学の範囲】

- ① 評価対象大学の卒業生
- ② 評価対象大学に専任、または兼任として在職（就任予定を含む）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ③ 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ④ 評価対象大学の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており、（参画予定を含む）、あるいは5年間以内に参画していた場合
- ⑤ 対象大学の競合する近隣の大学の関係者
- ⑥ その他、日本高等教育評価機構で不適正と認める者

（2）評価員に対する研修

評価機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

評価機構においては、このように十分な研修を受けた評価員が評価を行います。

【評価員の研修方法】

評価員の研修については、まず、評価員へ第三者評価の趣旨、実施大綱、大学評価基準、書面調査、実地調査の留意点、調査報告書のまとめ方等、本機構の評価システムについての説明を行います。次に、評価員経験者から体験談を聞き、評価員から疑問点等についての質疑応答を行います。評価員をグループに分け、書面調査、実地調査、調査報告書の書き方等についてのワークショップを実施し、評価員の均質化を図ります。最後に全体を通して質疑応答、意見交換等を行います。

5. 評価の実施方法等

(1) 評価基準の内容

- ① 評価機構の評価基準は、大学の教育活動等を総合的に評価するために、11の「基準」で構成されています。この評価基準は、教育を中心とした基準で構成されており、「基準項目」ごとに、各大学が満たすことが必要な内容が規定されています。
- ② 各「基準項目」には、学校教育法及び大学設置基準等の法令の遵守の状況を踏まえた「評価の視点」を設定しています。
- ③ 評価基準のほかに、「特記事項」を設け、大学独自の取組み、特色ある活動、事業等を自由に記述できます。記述の内容によって、関連の基準項目において評価の対象となります。
- ④ 評価機構の評価基準は、「基準」の内容の範囲内で、各大学ができるだけ独自の自由な発想で自発的かつ積極的に自己評価に取り組むことができるように、一般的な基本原則を掲げています。大学の特性、特徴に配慮した評価を行うために、画一的な評価ではなく、多様で、自律的な評価が可能となる評価基準を志向しています。

(2) 評価プロセス

評価のプロセスはおおむね以下の通りになります。

① 対象大学の自己評価等に対する説明会の実施

評価機構では、評価機構の評価に申請した対象大学の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価報告書の記載方法などについて説明会等を実施します。

② 大学による自己評価

対象大学は、評価機構が別に定める『大学機関別認証評価受審のてびき』に従って自己評価を実施し、自己評価報告書を作成します。自己評価にあたっては、「基準」ごとに、学校教育法及び大学設置基準等の内容を踏まえ、「基準項目」、「評価の視点」に沿って、大学全体の教育活動等の状況、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに状況を分析します。

まず、各「基準項目」ごとに、「評価の視点」を踏まえて「事実の説明（現状）」、「自己評価」を行い、「改善・向上方策（将来計画）」を記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、大学の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述することができます。

「基準項目」で記述した内容を踏まえて、優れている点及び改善点等をまとめ、「基準」全体としての「自己評価」及び「改善・向上方策（将来計画）」を記述します。

このように、評価機構の示す「基準」ごとに大学に求められる内容について自己評

価するとともに、大学独自の特色を十分に発揮できるよう、自らの使命・目的に照らしながら優れた取組み、独自の取組み、改善すべき課題などについて自己評価を行うことができるよう工夫しています。

この自己評価報告書は、『大学機関別認証評価受審のてびき』で指定する A4 判、100 ページ以内で作成します。

③ 評価機構による評価

- (i) 評価機構は、対象大学から提出された自己評価報告書について、学校教育法及び大学設置基準等の内容を踏まえた「評価の視点」の記述内容を含め、「基準項目」ごとの評価を行い、「基準」ごとに判定することにより、大学全体としてその評価基準を満たしているかどうかを総合的に判断し、別に定める判定基準により「認定」、「保留」、「不認定」の判定を行います。
- (ii) 加えて、社会に対する説明責任の観点から、対象大学の全体の状況についての総評を記述的に行います。また、対象大学の独自の取組みなど、特筆すべき長所を記述するとともに、短所や問題点については、改革・改善につながるアドバイスを記述的に行います。
- (iii) 「特記事項」は、大学独自の取組み、特色ある活動、事業等を紹介し、社会的に公表することを目的としています。公表することを通じて、対象大学での取組みのさらなる向上及び他の大学の改革・改善の参考となることを期待します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、別に定める『大学機関別認証評価受審のてびき』に基づき、対象大学が作成する自己評価報告書（自己評価報告書の根拠として提出された資料、データ等を含みます）の分析及び評価機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づく分析を行います。実地調査では、別に定める『大学機関別認証評価 評価のてびき』、『大学機関別認証評価 受審のてびき』に基づき、自己評価報告書の誠実性や学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかを中心に確認するとともに、書面調査で指摘された問題点及び優れている点等を中心とした調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価の結果は、今後の大学の教育活動等の改善につなげるものであると同時に、また、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象大学とのコミュニケーションを重視しているため、対象大学から二度にわたる意見の申立ての機会を設けます。まず、一度目は評価チームが作成する調査報告書案に対し、意見申立ての機会を付与します。二度目は最終的に評価結

果を確定する前の段階で、判定委員会の評価結果案を再度対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。それぞれの申立てがあった場合には、再度審議を行います。

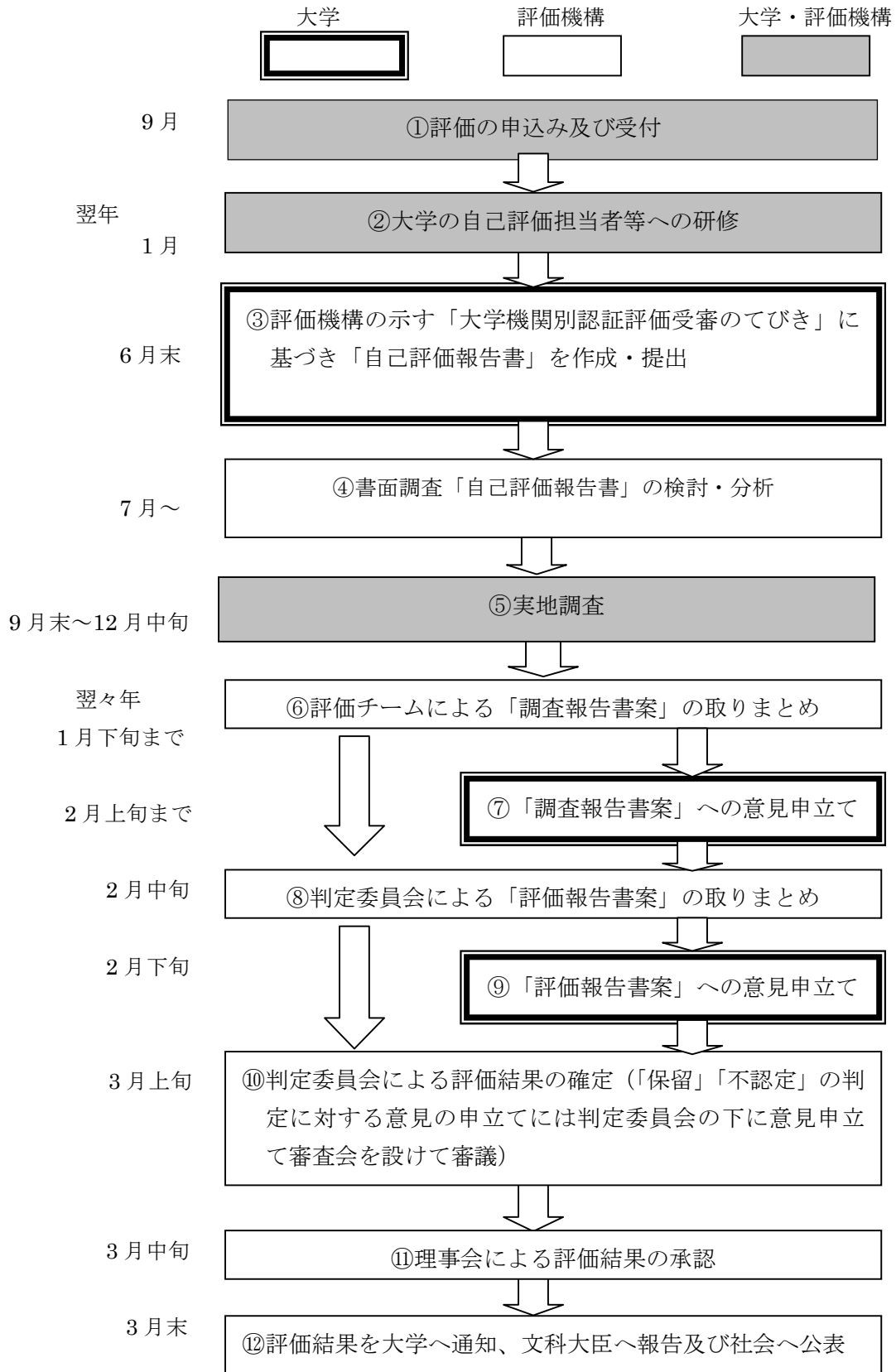
ただし、評価結果案のうち、「保留」と「不認定」に対する意見申立ての審議にあたっては、さらなる客観的な検討を行うために判定委員会の下に意見申立て審査会を設け、審議を行った上で、判定委員会において最終的に判定結果を確定します。

(5) 評価基準等の変更の手続き

評価機構は、評価を受けた大学や評価活動にかかわった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う大学評価に関する調査研究活動の結果などを踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、多様な社会的活動を展開する大学を評価するためにより適切な評価システムの構築に努めます。

評価基準や評価方法、その他評価に必要な事項を定め、変更する場合には、会員校等の関係者に対する意見照会やパブリックコメント等を事前に行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

6. 評価の基本スケジュール



- ① 大学からの評価の申込みを受け付けます。
- ② 評価機構は、対象大学の自己評価担当者等に対して、自己評価報告書の記載方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象大学は、評価機構の示す『大学機関別認証評価受審のてびき』に基づき、自己評価報告書を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象大学から提出された自己評価報告書の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、調査報告書案を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、調査報告書案を対象大学に通知します。対象大学は、調査報告書案に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 判定委員会では、調査報告書及び大学からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価チームの団長と対象大学の責任者に対するヒアリング等を行い事実確認等をした上で、評価結果案を取りまとめます。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、評価結果案を対象大学に通知します。対象大学は、評価機構から通知された評価結果案に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 判定委員会は、最終的な評価結果を確定し、評価報告書を作成します。評価結果案に対する意見の申立てがあった場合には、再審議を行った上で、評価結果を確定します。また、「保留」と「不認定」の判定に対する意見申立ての審議にあたっては、さらなる客観的な検討を行うために判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設けて審議を行った上で確定します。
- ⑪ 評価報告書を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑫ 最終的に評価報告書としてまとめた評価結果は、大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ウェブサイト等を通じて広く一般社会に公表します。

7. 評価結果と公表

- (1) 評価結果は、大学全体の状況について、別に定める判定基準により「認定」・「保留」・「不認定」の判定を行います。
- (2) 評価の結果が「認定」とされた大学は、評価機構の認定大学としての地位を得ることができます。「保留」とされた大学は、別に定める再評価の結果、認定された場合は、認定校となります。「保留」とされたが、一定の期間内に再評価を申請しないなどの場合には、別に定める規定に従って、「不認定」とします。
- (3) 評価報告書は、社会に対する説明責任の観点から、対象大学の全体の状況についての総評を記述的に行います。また、対象大学の独自の取組みなど、特筆すべき長所

を記述するとともに、短所や問題点については、改革・改善につながるアドバイスを記述的に行います。

(4) 上記「(1)」、「(3)」の内容を記した評価報告書を作成し、これを公表します。

(5) 評価報告書は、対象大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、印刷物の刊行及び評価機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、原則として、評価機構は、対象大学に対して大学のウェブサイト上に自己評価報告書を掲載することを依頼します。対象大学のウェブサイトと評価機構のウェブサイトをリンクさせることで、各大学の自己評価報告書を閲覧できる仕組みとします。

8. 情報公開

(1) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。

(2) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合には、評価機構の定める規程に基づき対応します。ただし、大学から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

9. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。

評価システムの改善のために、評価を受けた大学や評価活動にたずさわった評価員、その他関係者の意見及び評価機構が自ら行う大学評価、高等教育に関する調査研究活動の成果等を取入れるシステムを整備します。また、日本私立大学協会や私学高等教育研究所などの関係機関の協力を得て、必要に応じて評価機構に対する外部評価を依頼します。また、同時に広く社会一般から評価システムに関する意見等を求め、それらを参考として改善に役立てることにより、より良いシステムを目指します。

10. 評価料

会員大学が評価を受ける場合は、大学の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、それぞれの評価料に消費税を加算します。

[評価料]・・・平成 20 年度認証評価申請大学から適用

- ・ 基本費用 200 万円
- ・ 1 学部あたり 50 万円
- ・ 1 研究科あたり 25 万円

※ その他、実地調査にかかわる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）については、大学の負担とします。

非会員大学が評価を受ける場合は、上記の評価料と 1 周期分（原則 7 年分）の会費相当額（平成 22 年度までは 6 年×1 学部設置の大学は 25 万円、2 学部設置の大学は 35 万円、3 学部以上設置の大学は 45 万円）の合計額を負担するものとします。

11. 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度 1 回実施します。
- (2) 評価機構に評価を希望する大学は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。
- (3) 評価機構において、対象大学が評価を受ける周期は 7 年以内ごとになります。

12. 再評価

評価結果が「保留」と判断された大学は、別に定める規定に従って、満たしていないと判断された評価事項に限定して、再評価を受けることができます。

この再評価において、当該評価事項にかかわる「基準」を満たしていると判定された場合には、先の評価と併せて、大学全体として評価基準を満たしているものと認め、「認定」と判定を変更し、その旨を公表します。

13. 基本情報と変更の届出等

評価機構は「認定」の判定を受けた大学の継続的な質の保証を行うために、評価機構が定めた認定期間内において、大学の基本情報として「学校基本調査」と同じ内容のデータについて、毎年度、評価機構への提出を求め、その内容の変化を確認します。（評価機構は大学の煩瑣な作業を軽減するために、大学が毎年作成している「学校基本調査」と同じ内容のデータの提出を求めます。）また、「認定」の判定を受けた大学が、評価機構が別に定める重要事項（教育課程または教員組織等）について変更を行った場合には、その旨を評価機構に届け出るものとします。なお、「認定」の判定を受けた大学が法的、社会的問題を

惹起した場合、評価機構は当該大学に対して、当該問題に対する説明等を求めることがあります。

14. 「認定」の判定の取消し

評価基準を満たした大学において、「認定」の判定を受けたのち、次の認証評価を受けるまでの間（評価機構による認証評価が法的、社会的有効性を有している期間）、評価機構の行う評価の過程または評価機構への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、判定委員会及び理事会等の判断により「認定」の判定の取消し、または次回の評価時期の指定等を行うことがあります。

大学評価基準

(財) 日本高等教育評価機構

財団法人 日本高等教育評価機構 大学評価基準

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という）が行う大学評価は、評価機構独自の大学評価基準（以下「評価基準」という）及び方法、手順に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況とりわけ大学の個性、特色を重視し、機関全体として評価基準を満たしているかどうかを判断します。

評価機構では、各大学が私学としての個性、特色、特性を十分に発揮できるよう配慮し、各大学の向上・改善のために、各大学の自律性を尊重した評価を行います。特に、大学の社会的説明責任という観点から教育活動を重視します。

また、大学評価とは強制や義務による受身的、管理的なものではなく、各大学の教育研究等の諸活動の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置付けています。そのため、評価のための評価に陥らないように、評価作業の過程における改革・改善と評価結果の活用を重視します。

これらのことから、各大学が掲げている独自の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的に基づいて、自発的かつ積極的に自己評価に取り組めるよう、評価機構の評価基準は一般的な基本原則を掲げています。評価基準は、11の「基準」と「特記事項」で構成されています。各「基準」には、それぞれ「基準」が意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。それぞれの「基準」は、その範囲を示した「領域」、評価の際の判定基準となる「基準項目」、「評価の視点」からなります。

「特記事項」については、各大学の独自の取組み、特色ある活動、事業等を自由に記述できるようになっています。

以上のことから、評価機構による大学評価では、評価機構の『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って、各大学が公的に表明した建学の精神・大学の基本理念や使命・目的及び大学設置基準等の法令に依拠して作成した自己評価報告書及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的、総合的に評価することを通じて、各大学の改革・改善を支援するとともに、各大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。

大学評価基準

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

本基準の趣旨

本基準は、大学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的について規定するものです。大学は、建学の精神・基本理念及び使命・目的がともに学内外に示されていることが求められます。

領域・基準項目

領域：教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等
1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。
1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

評価の視点

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

基準 2. 教育研究組織

本基準の趣旨

本基準は、大学の教育研究組織について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために、学部・学科、大学院研究科・課程等の必要な組織を設置し、使命・目的に沿って運営されていることが求められます。また、教養教育組織・附属研究所・附属学校・附属機関等が設置されている場合は、相互の連携関係が円滑になされていることが必要です。

領域・基準項目

領域：学部、学科、大学院等の教育システム等
2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。
2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。
2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

評価の視点

《2-1の視点》

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。
- 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

《2-2の視点》

- 2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

《2-3の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

基準 3. 教育課程

本基準の趣旨

本基準は、大学の教育課程について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために、学部・研究科等の各教育組織において教育課程を編成し、学生にとって必要な学習量、教育評価の方法を定める必要があります。そして、学部・研究科等において、それぞれの教育目的に沿った教育課程が定められていることが求められます。

領域・基準項目

領域：教育目的、教育内容、学習量、教育評価等

- | |
|--|
| 3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。 |
| 3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。 |
| 3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。 |

評価の視点

《3-1の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

《3-3の視点》

- 3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力

が行われているか。

基準 4. 学生

本基準の趣旨

本基準は、学生に関する大学の対応について規定するものです。学生は、自律的な学習活動を行う主体であり、学生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応が必要です。

領域・基準項目

領域：入試・入学、学習支援、学生サービス、就職支援、 学生からの要望処理システム、卒業・進路指導、国際交流等
4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。
4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。
4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。
4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

評価の視点

《4-1の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

《4-4の視点》

- 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

基準 5. 教員

本基準の趣旨

本基準は、大学の教員に関する内容を規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置することが求められます。また、教員の教育研究活動を支援する体制を整え、教員による教育研究活動等を改善するために組織的な取組みを行う必要があります。

領域・基準項目

領域：教育研究活動、教員人事の方針、F D (Faculty Development) 等
5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。
5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。
5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

評価の視点

《 5-1 の視点 》

- 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

《 5-2 の視点 》

- 5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。
- 5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

《 5-3 の視点 》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、T A (Teaching Assistant) ・ R A (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

《 5-4 の視点 》

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、F D 等組織的な取組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

基準 6. 職員

本基準の趣旨

本基準は、大学の職員について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために必要な事務組織を設置し、専任の職員を配置しなければなりません。また、大学は、職員の資質・能力の向上のための取組みを行うことが必要です。

領域・基準項目

領域：教育研究支援、職員人事の方針、S D (Staff Development) 等
6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。
6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（S D等）がなされていること。
6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

評価の視点

《6-1の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

《6-2の視点》

- 6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、S D等の取組みが適切になされているか。

《6-3の視点》

- 6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

基準 7. 管理運営

本基準の趣旨

本基準は、大学及び設置者である法人等の管理運営について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために必要な管理運営体制を整備し、機能的に運営されていることが求められます。また、そのためには、大学設置者である法人等の運営方針及び管理運営体制が明確でなければなりません。

領域・基準項目

領域：大学の管理運営体制、設置者との関係、設置者の管理運営体制等
7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。
7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。
7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

評価の視点

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

基準 8. 財務

本基準の趣旨

本基準は、大学の財務運営について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために適切な財務状況を維持し、運営されていることが求められます。また、法令に基づいて適切に財務情報の公開がなされるとともに、外部資金の獲得のための努力がなされていることが求められます。

領域・基準項目

領域：予算、決算、財務情報の公開等
8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。
8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。
8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

評価の視点

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

《8-2の視点》

- 8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

《8-3の視点》

- 8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 G P (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

基準 9. 教育研究環境

本基準の趣旨

本基準は、大学の教育研究環境について規定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備し、機能的に運用されていることが求められます。

領域・基準項目

領域：施設設備、図書館、情報サービス・IT環境等
9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。
9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。
9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

評価の視点

《9-1の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

《9-2の視点》

- 9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

《9-3の視点》

- 9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

基準 10. 社会連携

本基準の趣旨

本基準は、大学の社会連携活動について規定するものです。大学は、社会・地域との関係の中で、その役割を果たすために社会的連携活動を心がけることが求められます。

領域・基準項目

領域：教育研究上の資源、企業、地域社会等
10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。
10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。
10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

評価の視点

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

《10-3の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

基準 1 1. 社会的責務

本基準の趣旨

本基準は、大学の社会的責務について規定するものです。高い公共性を有する大学が、社会的存在としての役割を果たしていくためには、法令上の義務の履行をはじめ、社会に対する説明責任や行動の誠実性が求められます。そのためには、組織倫理を有し、適切に運営されることにより、大学に対する信頼を維持向上させるための努力がなされる必要があります。

領域・基準項目

領域：組織倫理、危機管理、広報活動等
1 1 - 1. 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。
1 1 - 2. 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。
1 1 - 3. 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

評価の視点

《 1 1 - 1 の視点 》

1 1 - 1 - ① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定が整備されているか。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

《 1 1 - 2 の視点 》

1 1 - 2 - ① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

《 1 1 - 3 の視点 》

1 1 - 3 - ① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

特記事項

大学独自の取組み、特色ある活動、事業等を自由に記述できます。記述の内容によって、関連の基準項目において評価の対象となります。

